

令和3年9月29日

松戸市立小中学校 保護者 様

松戸市教育委員会

松戸市立小中学校における10月1日以降の教育活動等について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育活動に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。10月1日に緊急事態宣言が解除となることに伴いまして、松戸市立小中学校における教育活動は下記の通りの対応といたしますが、各学校においては、引き続き感染症防止対策を講じながら教育活動を展開してまいります。

なお、今後の感染状況や、国・県の通知の発出によっては、対応に変更が生じることもありますので、ご承知おきください。

記

1 10月1日以降の日課について

- ・通常日課とします。

2 基本的な感染症対策について

- ・令和3年9月6日発行・松戸市教育委員会「学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン ver. 8 (以下、ガイドライン8)」に則り、感染防止対策に十分配慮して教育活動を実施します。

3 学級閉鎖等の対応について

- ・基本的には、ガイドライン8の「5 陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について(1)基本的な対応」に則った対応となります。ただし、校内における濃厚接触者の候補者の判断については、関係機関より新たな対応が示されるまで、学校より保健体育課に報告された濃厚接触者の候補者リストをもとに、保健体育課にて行っている現在の対応を継続します。

4 学習活動について

- ・接触、密集、近距離の活動、向かい合っでの発声は避けます。
- ・連続したグループ活動は短時間とし、必ず換気を行います。

5 部活動について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止をふまえた、安全で効果的な部活動を実施します。
- ・ただし、10月14日(木)までの2週間は移行期間として、次の対応を実施します。
 - *平日は90分以内、休日は昼食を挟まない3時間以内の活動とする。
 - *なお、参加する大会の2週間前からに限り、練習試合・合同練習を可とする。

6 ご協力いただきたいこと

- ・引き続き、毎日児童生徒・ご家族の健康状態を把握し、児童生徒・同居のご家族が体調不良の場合、陽性者・濃厚接触者となった場合、PCR検査を受ける場合等には、必ず学校へ連絡の上、お子様の登校をお控えくださるよう、改めてお願いいたします。